

る協議、資源管理対象種の資源状況等に関する調査・分析、漁業者の検討結果に基づく自主的な資源管理計画の策定等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を中心として、支援技術の開発、資源培養管理施設の整備等の施策を講じた。

10 遊漁・遊漁船業

近年の海洋レジャーに対する国民の関心の高まりの中で、遊漁人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で漁場の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、5年度においても各沿岸都道府県における漁場利用調整協議会、地区協議会を設置・開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、遊漁者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と遊漁の漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、稚魚放流等を通じて青少年の資源保護意識の向上等を図るための青少年漁業ふれあい体験事業及び釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員育成事業を引き続き実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）が元年から施行されたことに伴い、法制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業等を実施するとともに、遊漁船業の実態把握を迅速に行うための遊漁船業届出情報処理事業、遊漁船業者団体の育成のための適正遊漁船業者団体指導者育成事業、プレジャーボートによる遊漁の実態把握及び漁場利用ルールの啓蒙普及等を図るためのプレジャーボート漁場利用適正化対策事業を引き続き実施するとともに、遊漁船業者等の組織化及び漁場利用協定の締結を促進するための遊漁・遊漁船業組織化等促進事業を新たに実施した。

11 沿岸・沖合等漁業の取締り

沿岸・沖合等漁業に関する水産庁の取締りの対象は沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業、さんま漁業、ずわいがに漁業及びかじき等流し網漁業であるが、都道府県知事の所管である小型底びき網漁業等の沿岸漁業についても併せて指導取締りを行っているほか、漁業水域に関する暫定措置法の成立施行に伴い、52年度以降は韓国、ロシア、中国等外国漁船の取締りも実施している。これらの漁業指導取締りのため、漁業取締船（官船5隻、

用船23隻）が本庁、漁業調整事務所、沖縄総合事務局に配置され常時取締りに当たっているが、特に季節的・地域的に問題のある海域については、漁業秩序維持のための随時漁業取締船と航空機を派遣し、海・空一体の連携取締りを実施し効果をあげている。また、水産庁及び各都道府県の取締りによって検挙された違反漁船については、関係漁業者を検察庁に送致するほか、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、中型いかつり漁業、いか流し網漁業及びずわいがに漁業等については農林水産大臣が、また都道府県漁業調整規則等の違反については各都道府県知事がそれぞれい泊港及びい泊期間を指定して当該違反漁船のい泊を命ずる行政処分を実施している。

しかし、最近では違反が多発化・悪質巧妙化し、特に沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業は極めて集約的で複雑な入会関係にあり資源保護や指導取締りの点において、自県沖合海域のみでなく数県の沖合にまたがるものが多く、加えて沿岸漁業との紛争を引き起こす等漁業秩序維持のうえで問題が生じている。

水産庁及び各都道府県の5年度における漁業法令違反の検挙数は473件で、内訳は小型底びき網漁業228件、小型底びき網漁業を除く都道府県知事許可漁業204件、沖合底びき網漁業15件、漁業権漁業9件、大中型まき網漁業8件、ずわいがに漁業1件、その他8件となっている。

第5節 海 洋 漁 業

1 さけ・ます漁業

5年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第9回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において4,819tの漁獲限度量及びロシア200海里内において22,000tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

旧母船式さけ・ます漁業は、2年度より基地式の形態で操業を行っており、従来の基地式さけ・ます漁業と事実上一本化された。5年度は昨年からの公海操業の停止を受け、全船88隻がロシア200海里内のみの操業となっており、漁獲割当量は21,300tであった。主な操業状況は、5月10日花咲港を出航し、3航海にて割当てを消化し、7月25日操業を切上げ、同月31日各陸揚港に入港した。漁獲実績は表7のとおり。

イ 日本海海域

大臣許可にかかる30隻が、日本200海里内において

1,062 t の漁獲限度量で、4月1日から6月19日まで操業を行い、漁獲実績は1,027 t であった。

表7 太平洋中型さけ・ます流し網漁業の漁獲量

	(日ロ合併操業を含む)					(単位: t)
	べにざけ	しろざけ	からふとます	ざんざけ	ますのすけ	計
5年 (A)	7,565	8,370	4,681	186	414	21,216
魚種別比率 (%)	35.7	39.5	22.1	0.8	1.9	100
4年 (B)	5,733	11,715	1,817	544	478	20,287
魚種別比率 (%)	28.3	57.7	9.0	2.7	2.3	100
(A)/(B)×100	132.0	71.4	257.6	34.2	86.6	104.6

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

北海道知事許可にかかる137隻(10 t 未満)が、日本200海里内において3,444 t の漁獲限度量で、5月5日から6月25日まで操業を行い、漁獲実績は2,930 t であった。また、19 t 型の14隻がロシア200海里内において700 t の割当量を受け、6月10日から7月8日まで操業し漁獲実績は639 t であった。

(3) 日本海はえなわ漁業

北海道知事許可にかかる9隻が日本200海里内において313 t の漁獲限度量で、4月3日から6月15日まで操業し、漁獲実績は180 t であった。

2 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)に着手するとの条件付きで商業捕鯨の全面禁止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1987年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式が完成し、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、捕鯨を行う際の検査・監視制度等の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたため、モラトリアムの見直しは先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一貫として南氷洋ミンク鯨の生物学的資料収集のための捕獲調査を、国際捕鯨取締条約に従いつつ、62年度から実施している。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国は、従来ミンク鯨を主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種(つち鯨、こんどう鯨等)のみを捕獲している。この捕鯨は、文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても存続が認められている米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨と同様の社会的・経済的な性格を有しているため、ミンク鯨の捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概況

総トン数20 t 以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業の3種類に分けられる。これらは指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

表8 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許可隻数

(5年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	783隻
近海かつお・まぐろ漁業	426隻
合 計	1,209隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(5年, 速報値, かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	256千t	(254千t)
かつお一本釣り漁業	189千t	(163千t)
合 計	445千t	(417千t)

これらの許可船の隻数は、5年8月1日現在総数1,209隻で前年より32隻減少した。これは他船へのトン数補充のための廃業等によるものである。

本漁業における漁獲量は、諸外国との協定の締結に努力し、漁場の確保に努めているにもかかわらず、資

源の悪化等様々な要因のもとでかつお一本釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業ともに近年減少傾向にある。

また、52年以降の200海里設定によりすでに10数年が経過し、落ち着きを取り戻したと思われる諸外国の中に新規に入漁を認めようとする国があり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなまぐろの漁獲枠の設定、国際管理への動き等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、漁業省エネルギー等新技術開発事業による省エネルギー機器、省力化機器等の開発を進めるとともに、金融面でも漁業再建整備特別措置法に基づく中小漁業構造改善事業により、公庫の長期低利の資金を融通し、省エネルギー漁船の導入等の促進を図っている。更に、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、緊急対策として、漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金等の融通を行っている。

4 以西底びき網漁業

以西底びき網漁業の許認可隻数は6年1月1日現在において2そうびき175隻、平均トン数135t、1そうびき20隻、平均トン数135tであった。

漁獲量は55年まで20万t程度を保っていたが、56年以降漸減し5年は5万2千tとなった。

経営面では、国際規制の強化及び魚価の低迷等により経営環境が悪化している現状にあるため、元年度及び2年度に81隻の減船を行い、残存漁船の生産性の向上を図ることにより経営の安定を目指している。

操業面では、同漁船が主漁場としている東海・黄海は中国及び韓国船等が操業している国際漁場であるため、資源保護とその合理的利用の観点からそれぞれ2国間協定を締結しており種々の規制が課せられている。

5 遠洋底びき網漁業

本漁業は、操業区域により5業種に区分される。

ア 南方トロール

南方トロール漁業の許認可隻数は、5年8月1日現在で63隻である。主要漁場のほとんどは沿岸国の200海里水域内にあり、毎年漁獲割当量の削減等厳しい操業規制を受けている。なお、グリーンランド沖合海域において試験操業を許可する等新漁場の確保に努めてい

る。

イ 北方トロール、転換トロール、北転船

北方トロール及び転換トロールはロシア民間入漁等によるすけとうだらを漁獲対象とするスリ身工船が中心であり、また、北転船は主漁場のロシア民間入漁及びロシアGG等ですけとうだらを漁獲対象とする冷凍船が中心である。

3年11月21日の第3回ペーリング公海すけとうだら漁業関係国会議においてペーリング公海での規制が合意された。これによりこれら3業種について3年度から5年度まで国際漁業再編対策による再編をすることとなり、5年度は北方トロール1、転換トロール3、北転船3計7隻が適用を受けた。

残存漁船はロシア民間入漁等により稼働している。

5年8月1日の許認可隻数は、各々21、11、31計63隻である。

ウ えびトロール

えびトロール漁業は、コロンビアからブラジルの南米北岸6か国の海域においてダブルリガー方式の小型トロール漁船によるえびを対象とした底びき網漁業であり、5年8月1日現在における許認可隻数は38隻(平均船型99t)である。近年の漁獲量は1千t台(無頭重量)となっている。

また、すべての沿岸国は200海里水域を設定され、えびトロール漁船は厳しい漁業規制下での操業を強いられており、現在では、スリナム、ガイアナの2か国のみで操業している。

6 北洋はえなわ・さし網漁業

北洋はえなわ・さし網漁業は従来米国200海里で操業してきたが、昭和63年に漁獲割当がゼロとなり、元年度に国際漁業再編対策に基づき10隻を減船して5年8月1日の許認可隻数は12隻であり、ロシア民間入漁により操業している。

7 海外いかつり漁業

ア ニュー・ジラード周辺水域のいかつり漁業は、昭和48年から大臣承認漁業となり、現在に至っている。60/61年漁期からTAC(総許容漁獲量)規制が導入されたが、元/2年漁期からは、政府間交渉による割当はゼロとなり、今後も復活の見込みはない。一方、現地合併会社等に形式的に用船され操業を行っている漁船は、5/6年漁期は、大型2隻、中型3隻で、漁獲量は3,545tであり全量が我が国に搬入された。

イ 南西大西洋におけるいかつり漁業は、昭和60年にまづいかを対象として開始されたが、同海域におけ

る成績が良好であったこと及び同海域でのいかつり漁業は届出制であり操業規則がなかったことから操業隻数及び漁獲量が急増した。

しかしながら、このようないかつり漁業の急速な拡大に対して、F A O等から資源の乱獲の危険性が指摘されたほか、アルゼンチン200海里水域への侵犯事件の発生等同水域における我が国いかつり漁船の安全操業の確保が困難となってきたことと、まづいかの大量搬入による産地市場の価格が下落したことにより、昭和62年7月から南西大西洋水域を大臣承認制とし、資源保護及び漁業取締りその他漁業調整の観点から操業隻数の増加の抑制を図ることとした。

5/6年漁期の操業隻数は66隻で、漁獲量は約8万5千tとなった。

8 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係

事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣僚了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

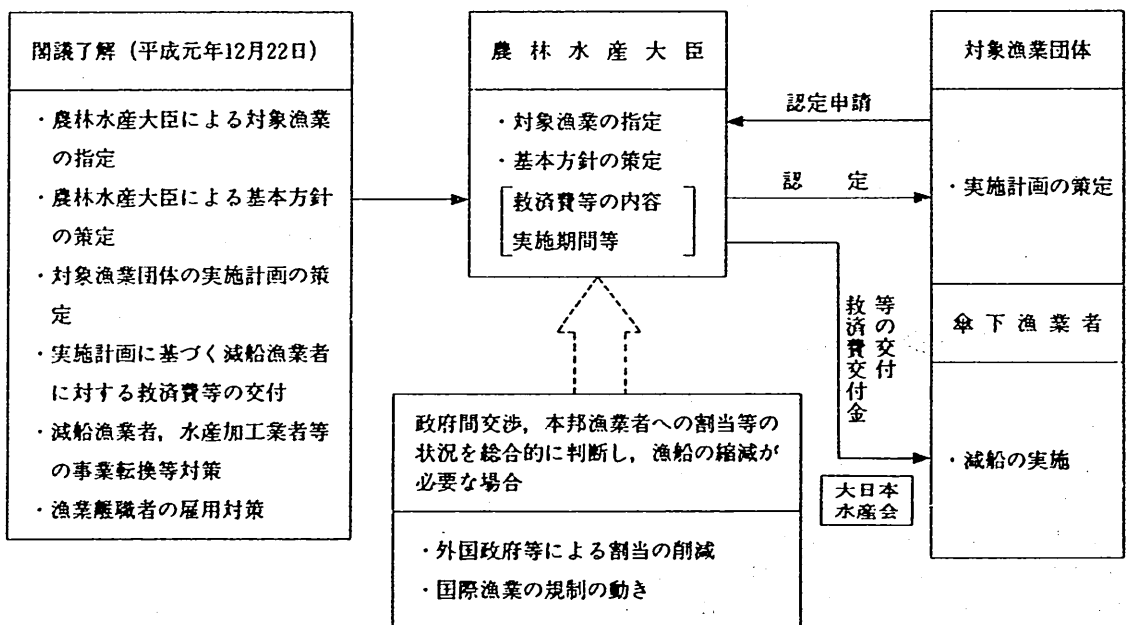
イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされた者について、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

図1 国際漁業再編対策の骨子



(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベールングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業を行ってきた。5年度においては、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業について引き続き本事業を行った。

第6節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年3月～4月に行われた国連海洋法会議で採択された条約については、1993年3月現在で、159か国が署名し、61か国が批准を行っている。我が国は、1983年2月7日に署名を行った。1993年11月16日にガイアナが60番目に批准書の寄附を行ったところ、同条約は1年後の1994年11月16日に発効することになった。

同条約は、領海、大陸棚、経済水域、深海底、国際海峡、海洋国際保全等海洋の法制度全般を網羅するものであり、かかる包括的内容の条約が採択されたことは、海洋秩序の基盤の確立に寄与する物として評価されている。

一方、米国が深海底開発条項を不満として反対したため(米国は現在でも未署名)、発効した場合であっても米国不参加の場合に、特に深海底開発条項が有効に機能しうるかどうかで不確定要素も多い。

2 日ロ漁業合同委員会第10回会議

「漁業の分野における協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定」(いわゆる日ソ漁業協力協定)に基づき設置される日ロ漁業合同委員会の第10回会議が、6年2月28日から3月12日までの間、東京において開催された。

本委員会の主な任務は、当面する漁期におけるロシアを母川国とする潮河性魚類の日本による漁獲の条件を決定することにあるが、そのほかにも200海里水域の外側の水域における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業との漁業分野における協力関係につき広く意見交換を行っているところである。北洋さけ・ます漁業については、日本、米国、カナダ及びロシアの4か国による、「北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約」が1993年2月16日をもって発効し、我が国はこの条約の趣旨に従い、1992

年から公海でのさけ・ます漁獲を行わないこととした。

このことから、今回の交渉においては、さけ・ますの漁獲の問題としては、日本国の200海里水域内でのロシア系さけ・ますの保存及び管理に関する協力の問題と、ロシアの200海里水域内での我が国漁船によるさけ・ます操業について話し合われた。

(1) 協議の概要

日ロ漁業合同委員会第10回会議は、日本側から政府代表芳田誠一水産庁海洋漁業部長ほか、ロシア側からはロージン・ロシア連邦漁業委員会第一副議長ほかが出席し、6年2月28日から東京において開催された。

5年の日本漁船によるロシアの川に発生するさけ・ますの漁獲に関する情報及びこれに関する問題の審議を行った。

この中で、ロシア側は、ロシア200海里内における日本漁船の違反件数が増加しているとして厳しい態度で臨んできた。

また、日本漁船の漁獲量の問題については、ロシア側がさけ・ます資源の減少を理由にこれを削減するべしとして厳しい態度で臨んできたが、双方で科学論議を含む協議を重ねた結果、3月12日双方合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

(2) 合意内容の主要点

今次会議における合意の概要は次のとおりである。

ア 総漁獲量=4,819 t (前年同、うちしろさけ401トン (前年201トン))

イ 操業水域=日本200海里内の水域

ウ 漁業協力費=7.59億円 (前年同)

エ その他=ロシア連邦の200海里内の水域の問題に関し、ロシア側から、日本漁船によるさけ・ますの漁獲枠として14,000 tを提供する旨表明。

3 日ロ漁業委員会第10回会議

6年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第10回会議は、平成5年12月、モスクワにおいて開催された。

(1) 協議の経過

ア 日ロ漁業委員会第10回会議は、日本側からは政府代表窪田武水産庁海洋漁業部長ほか、ロシア側からはロージン・ロシア漁業委員会第一副議長ほかが出席し、5年12月16日からモスクワにおいて開催された。

イ まず、5年の両国の漁船の相手国200海里水域における操業状況のレビューが行われた。

ウ 次に、5年における一方の国の漁船による他方の国の200海里水域において定められた操業規則の遵守に関連する問題の審議が行われ、ロシア側からは、

日本漁船の違反が依然として多数に上り、その多くは悪質なものであるとし、更に、日本側の罰金の未払いが多数に上っていることを強く非難した。

これに対し我が方は、違反件数は着実に減少している旨を指摘しつつ、引き続き違反防止のため、厳正な措置を講ずるとの意向を表明し、また、事実として確認された違反に対する罰金の支払について引き続き適切な指導を行うとの意向を表明した。

エ 続いて、双方は、6年における自国漁船の相手国200海里水域における操業条件に係る協議を行った。

この中でロシア側は以下の要求・問題点を示した。

① 日本水域におけるまいわし資源の減少により、ロシア漁船への割当量は消化可能な量（実績からみれば1万トン以下）に減少し、これに伴い、ロシア水域における日本漁船への割当量も同様に減少させる。

② ロシア漁船の寄港条件は極めて悪く抜本的な改善を求める。

これに対し、日本側としては、状況を適切に説明し、ロシア側の理解を求めるとともに問題解決のための協議を進めた。特に双方の割当量については、ロシア側の主張のとおり、日本水域でのロシア漁船の消化可能量は今後ともかなり低いことが見込まれるため、日本側から一定の協力を行うことでバランスをとるとの提案を行い、両国間で協議を重ねた結果、12月29日合意に達し、同日議事録への署名が行われた。

(2) 合意の内容

今次会議における合意の概要は次のとおりである。

① 6年のロシア水域における日本漁船の操業条件
ア 相互性入漁

a 漁獲割当量は10万tとする。（前年比7.1万t減）。

b 日本側からロシア側に対し100トン型科学調査船一隻と操船訓練装置1セットの供与を含む協力事業を実施。

c その他の操業条件は概ね前年同。

イ 有償操業

a 漁獲割当量は1.8万tとする。（沖底（II-2区）のみ。前年同。）

b 操業条件・水域は概ね前年同。

c 日本側はロシア側に7.2億円を支払う。

ウ 共通事項

許可隻数は、トン数階層別隻数を一部変更し、1,165隻（前年比19.8%減）とする。

② 6年の日本水域におけるロシア漁船の操業条件
ア 漁獲割当て量は10万tとする。（前年比7.1万t減）

イ 操業条件・水域は概ね前年同。

ウ 許可隻数枠は205隻とする。（前年比32.8%減）

③ 寄港

ロシア漁船の我が国への寄港については、6年に限り、補給及び休養のため、釧路港への寄港を認める。また、相互主義の観点から日本漁船についてもネヴェリスク港への寄港が認められる。

④ 民間協力関係

民間ベースの協力については、双方とも今後の発展に興味を示し、これに関連して、ロシア側は日本国側の当事者が契約ベースで参加する共同操業等の継続のため、ロシアの日本200海里水域内における漁獲クォータの配分に係る問題を適切な場合に検討する用意があるとし、また、三角水域での調査等については、双方がこの協力を肯定的に評価し、この継続に対し支援する用意がある旨が表明された。

(3) 評価

今次交渉においては、相互性入漁の割当量が17.1万トンから10万トンに減少する等の結果となったが、ロシア側の主張によれば1万トンと著しく低い状況の下で、日本側が協力を行うことでバランスをとるとの新たな考え方を導入し、これにより日本漁船の実績を上回る10万トンを確保し、年当初からの操業が可能となった。

4 国際捕鯨委員会（IWC）

第45回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合は、5月10日から5月14日まで（科学委員会及び各種分科会は4月19日から5月8日まで）我が国京都において加盟国40か国中24か国が出席して開催された。

(1) モラトリアムの見直し（改訂管理制度：RMS）

捕鯨再開の前提であるRMSについて、最低データ基準と調査ガイドラインは科学委員会では大幅な進展が見られ本件に関する科学委員会の業務は既に完了。監視取締制度については期間中非公式協議が開かれ、オブザーバーの費用、制限等につき問題点が浮き彫りにされたが大幅な進展を見た。また、米が捕鯨再開の新たな条件として提示したモニタリング（改訂管理方式の履行をチェックするシステム）については、RMSの一部とされ、今後更に具体的内容について検討することとなった。

(2) 南氷洋鯨類サンクチュアリー

技術委員会では提案国である仏が南氷洋サンクチュアリー提案について付表修正案を強引に投票に付し、過半数で可決された。しかしながら本会議では明年の年次会議で検討する旨の決議が採択され、サンクチュ

アリーの今次総会での採択は回避された。また、我が国会議でサンクチュアリーの設定を決定するとの内容の決議を提出したが仏以外に賛成国が無く孤立したことが特筆される。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国が実施している捕獲調査に対して科学委員会では昨年以上の高い評価が寄せられたが、本会議においては環境団体が反捕鯨国に圧力を加え再考を求める決議が採択された。また我が国とノルウェーが共同提案した我が国捕獲調査の科学的貢献を確認する旨の決議（賛成10、反対12、棄権9）は否決されたものの、賛否が拮抗していることからみて我が国捕獲調査に対する評価は着実に高まっている。

(4) 沿岸小型捕鯨暫定救済枠（ミンク鯨50頭）

我が国沿岸小型捕鯨業に対する北太平洋ミンク鯨の暫定救済枠の要求については、1988年より毎年要求してきたが、今次会合においては、作業部会で多大な同情と賞賛が寄せられ、また、本会議では初めて正式に付表修正案が採択に付された。本件修正案自体は採択されなかったものの、賛成票は90年5票、91年6票、92年7票、本年10票と着実に増えており、これは本件に対する支持が年々増大していると評価される。また、本年大きく賛成票が増えた背景には、①我が国で総会が開催されたこと、②沿岸小型捕鯨による内の配分、操業計画等を内容とするアクション・プランを提示したことの効果が大きい。また、我が国が提案した沿岸小型捕鯨の必要性を認識し、その窮状を緩和するための検討を早急に行う決議が全会一致で採択されたことは特筆に値する。

(5) シロナガス鯨回復計画

我が国が中心となって提唱した本件調査計画は各国に好感をもって迎えられ、次回年次会議で作業部会を設けて詳細を詰めていくことを内容とする決議が全会一致で採択された。

5 日韓漁業協定の実施

40年12月発効した日韓漁業協定の本年における実施状況は、次のとおりである。

(1) 国内措置の実施状況

日韓共同規制水域への出漁については、前年度に引き続き兵庫県から長崎県にいたる重要漁港に漁業監督官を駐在させ、出漁証明書等の交付、漁獲量の報告及び無線による正午位置報告等の指導監督に当たった。また、朝鮮半島の東海岸、南海岸及び西海岸には監視船を配して、操業上の指導取締りを実施した。日韓両国漁船間の漁場における操業の安全及び秩序の維持に

ついては、40年12月に締結された「民間取決め」の遵守につき指導が行われた。

(2) 日韓漁業共同委員会

日韓漁業共同委員会は、41年以来毎年開催されているが、本年はソウル（5年4月6日～4月7日）において第27回定例年次会議が開催され、主として漁業資源の科学的調査及び同結果に基づきとられるべき措置、漁船間の海上事故に関する一般的取扱い方針、合意議事録第8項(a)の遵守の問題が討議された。主要な合意事項は次のとおりであった。

ア 両締約国から提出された漁業資源の共同調査の資料を審議した結果、底魚類資源は全体的に依然として低い水準にあり、回復の徴候がみられず、主要魚種の漁獲状況をみると、漁獲量と単位努力量当たり漁獲量の減少がみられ、また、漁獲物中の小型魚の比率が極めて高いことから現在の資源は望ましい状態ではないと判断される。

従って底魚資源の最大持続生産と資源の回復のための管理を具体的に図る必要があることについて意見の一致をみた。

このため、双方は、様々な両国間の漁業協議の場を通じ検討することにつき意見の一致をみた。

このほか、資源管理に資するため、調査・研究に関する相互協力を一層促進する方途につき意見交換を行った。

イ 漁船事故に関し、相互に交換した資料に基づき状況を検討した結果、1991年度における事故は依然として少なからず発生しており、引き続き両締約国は、事故の未然防止を図るための一層の努力が必要であることを認めた。

両締約国漁船間の事故に対する一般的取扱い方針に関連して、双方が期間中にそれぞれ自国内においてとった措置について説明したことを踏まえ、引き続き相互に事故の予防と迅速な事故処理のため一層努めること及び事故防止のためには、1992年3月より実施している自主規制措置等を適切に実施することについて意見の一致をみた。

また、委員会は、確認書の確実な意見の交換の実施等事故防止のために努力している双方の民間団体の活動を評価することにつき意見の一致をみた。

ウ 日韓漁業協定についての合意議事録第8項(a)の遵守等についての検討を行い、新たな自主規制措置が実施されているにもかかわらず韓国漁船の違反操業が多発していることと、日本漁船の違反操業も一部水域で発生している現状にかんがみ、関連の措置を両国漁民に確実に遵守させるため、次の措置等により指導取

締りを強化し、それぞれが自国民に操業を規制している水域における自国民による違反操業の防止に努めることについて意見の一致をみた。

i 監視船の継続的派遣及び現場での取締りの強化
ii 合意議事録第8項(c)に基づく通報的確な実施及び同通報に基づく適正な処分並びに処分結果の迅速な通報の実施

iii 船名、略号等の的確な表示の励行

また、委員会は、上記違反操業問題に対処するためにも1992年3月に日韓両政府がそれぞれ発出した書簡に基づく指導取締りの強化措置を適切に実施することが重要であるとの点につき意見の一致をみた。更に、委員会は、両国周辺水域における相手国漁船の操業問題について、1992年3月より実施されている自主規制措置等を適切に実施し、指導取締りを強化することが重要であるとの点につき意見の一致をみた。また、双方はこれまでの取締り努力を評価しつつも、更に積極的な努力が必要であるとの点につき意見の一致をみた。

(3) 協定に基づく連携巡視等

日韓両国監視船の連携巡視及び両国公務員の共同乗船については、5年度に連携巡視10回（うち海上保安庁2回）、共同乗船日本側6回、韓国側6回が実施された。

6 日中漁業協定の実施

(1) 国内措置の実施状況

協定水域に出漁する漁船に対しては、前年と同様、標旗等の交付、出漁状況調査等の実施により指導監督に当たるとともに、黄海及び東海海域に監視船を配し、操業上の指導取締りを行った。また、本協定に基づき締結されている民間協定により、引き続き操業の安全、秩序の維持、海上における事故の円滑な処理が図られた。

(2) 日中漁業共同委員会

6年3月28日～29日の2日間、北京において第18回年次会議が開催され、協定の実施状況、協定水域内の資源状況、我が国周辺水域での中国漁船の操業問題等について討議された。主要な合意事項は、次のとおりであった。

ア 協定水域内の漁業資源について、双方は東海黄海の資源を注視する必要があることで意見の一致をみた。

イ 日本側より、我が国沖合底引き網漁業の禁止区域における中国漁船の操業を自粛するよう要請したところ、今後引き続き協議することになった。

7 日米漁業協議

米国200海里内における我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が到来したが、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなっている状況を踏まえ、延長を行わなかった。

他方、同協定の失効に関連し、定期的な漁業協議の場を設立しようとの話し合いが日米間で行われた結果、1992年1月27日、米国ワシントンD. C.において、日米両国は、種々の漁業問題を討議し、両国間の協力関係を促進することを目的として、日米漁業協議委員会を設立するための口上書を交換した。

今後は本委員会において、日米政府間の実務者レベルによる年1回の定期的な漁業協議が行われることとなった。

第1回会議は1992年11月に東京で開催され、第2回会議が、1993年12月にワシントンD. C.で開催された。

8 日加漁業協議

1993年5月、東京にて、日加漁業協議が開催され、我が国からは石川審議官が出席した。

本会議では、1993年の対日漁獲割当、水産物貿易、対加漁獲協力、まぐろ漁業等について協議が行われた。また、1992年3月、カナダ政府は1993年の対日漁獲割当を発表した。大西洋沖合においては、赤魚1,000t、ラウンドノーズグラナディア2,322t、まついか12,450t、の合計20,901tが割り当てられた。

9 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定は、92年10月より94年9月まで2年間更に単純延長された。上記漁業協定に基づき、まぐろはえなわについては隻数規制が課せられており、93/94漁期のみなみまぐろ対象船及びめばち・きはだ対象船の許可隻数は各々30隻と7隻、入漁料は各々1隻当たり112,530NZ\$と12,630NZ\$となった。

10 日・バブアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・バブアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、バブアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって破棄され、92年2月現在我が国漁船は入漁していない。

11 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、93年10月以降の操業条件に関する協議が93年9月に行われ、まぐろはえなわ、かつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期間は自動延長されることとなった。93年6月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ100t未満約136万円、100t以上約179万円、かつお一本釣り約87万円。単船まき網船については、その操業形態及び経営状況等から見て、キリバス水域漁場を利用するか否か不明なため、93年10月1日から95年9月30日までの2年間暫定的に入漁することとし、入漁料については、年間1隻当たり100万円、但し水揚げ額の5%が100万円を上回る場合には、入漁料が水揚げ額の5%となるよう補填払いすることとなった。89/90年より機材供与は廃止された。

12 日・ソロモン漁業交渉

日・ソロモン200海里水域への我が国まぐろはえなわ船及びかつお一本釣り船の入漁は1979年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後90年12月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払い方式は従来通りに船別航海毎に支払うこととし、93年6月の1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約225万円、100t以上約304万円、かつお一本釣り船約184万円となっている。機材供与は91年と92年を合わせて、4,000万円相当。

13 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・オーストラリア漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろはえなわ漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の補足協定」が締結されてきているが、1993年/1994年漁期の補足協定の内容が1993年11月キャンベラで合意された。その概要は、以下のとおり。①有効期間：署名日から94年10月31日、②対象漁法：まぐろはえなわ及び手釣り、③許可隻数：250隻、④入漁料：474.25万豪ドル（約3.6億円）、⑤操業禁止水域：東岸及び西岸50海里内、その他、⑥寄港地：8港（ブリスベン、シドニー、ホバート、フリーマントル、オルバニー、ポートヘッドランド、ポートリンカーン及びケアンズ）。

14 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、毎年フランス海外領土における我が国漁船の操業条件につき協議を行い我が国漁船の操業確保に努めてきたが、92年5月に開催された協議においては、入漁料等の条件に関し、両国の主張の隔りが大きく、合意に至らなかったため、現在入漁が中断している。

15 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南ア漁業協定に基づく94年1月から12月までの操業条件は、以下のとおり。①許可漁業種類：まぐろはえなわ、②入漁料：まぐろの許可料は1,400米ドル/隻、入漁料は1,100米ドル/隻・halfyear、③まぐろの許可隻数：90隻、④操業禁止区域：領海12海里等。

16 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給が行われていた。83年10月にインドネシアは、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。87年代理店を通じた個別入漁方式が導入されたが、インドネシア側には当分の間政府間又は民間協定を締結する意志がないため、我が国漁船の安全操業等には依然問題がある。

17 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等が協議され、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期間の自動延長が採用された民間取極が締結された。93年6月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ20t未満約55万円、20t以上約135万円、かつお一本釣り約172万円、単船まき網約289万円、複船まき網約595万円、また、外地陸揚げを行うまぐろはえなわは3か月間の許可となっており、まぐろはえなわ20t未満152万円、20t以上約180万円。92/93年度の機材供与は、7400万円相当。

18 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降

の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろはえなわ船及びかつお一本釣船については入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期間は自動延長されることとなった。93年6月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ約127万円、かつお一本釣り約72万円。単船まき網船については、マーシャル水域がまき網船の操業に適しているか否か不明なため、93年9月1日から95年8月31日までの2年間、暫定的に入漁することとし、入漁料については、年間1隻当たり80万円、但し水揚げ金額の4%が80万円を上回る場合は、入漁料が水揚げ金額の4%となるよう、補填払いくることとなった。91/92年度以降の機材供与は廃止された。

19 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払方法はランブサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で、操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され、92年2月より新取極により入漁が開始された。新しい操業条件は以下の通り。①有効期間：93年2月1日～94年1月31日、その後は自動延長、②入漁料：(94年2月1日から95年1月31日までの年間許可) まぐろはえなわ20t未満約58万円、20t以上約82万円、かつお一本釣り約25万円、単船まき網約143万円、複船まき網約72万円、(航海毎許可) まぐろはえなわ20t未満約31万円、20t以上約58万円、かつお一本釣り約25万円、単船まき網約104万円、複船まき網約96万円、③許可隻数：290隻(ただし、単船まき網32隻まで、複船まき網7隻まで)。

20 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、94年3月にかつお一本釣船の操業条件に関する協議が行われ、個別船が航海毎に90万円の入漁料を支払うことにより、94年3月1日から95年2月28日の間、トゥヴァル200海里水域へ入漁することが可能になった。

21 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

約40年にわたって北太平洋のさけ・ます資源を管理してきた日米加漁業条約 (INPFC) 条約は、我が国が公海さけ・ます沖獲りの禁止を受け入れたことか

ら、1992年2月21日をもってその歴史を閉じ、これに代わって日本、米国、カナダにロシアを加えた4か国による北太平洋溯河性魚類保存条約 (NPAFC条約) が、1993年2月16日付で発効した。

この新条約により設立された北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC) の第1回年次会議が11月1日から5日の間、カナダのバンクーバーにおいて開催され、取締協力の問題、科学調査・統計に関する協力の問題を中心として審議が行われた。我が国からは石川水産庁海洋漁業部審議官、今村社団法人日本栽培漁業協会理事長ほかが出席した。なお、議長であるロシア側代表のシラーノフが欠席したことから、副議長である日本の石川審議官が議長を務めた。

取締に関する審議においては、まず、各国から自国の取締活動についての報告が行われた。その結果、本年は条約水域である北太平洋の公海においてさけ・ます操業を行っているとの疑いのある非締約国の漁船が発見されたことに対して懸念を表明するとともに、かかる漁船は数隻のみであったことから、関係国の取締に関する協力体制は成功であったとされ、また、来年以降もかかる協力を継続していくことが確認された。

また、取締に関連して、不法に漁獲されたさけ・ますの貿易を防止するための原産地証明計画についても審議が行われたが、米国より提案されていた案は適用範囲が広すぎ実行性に問題があるとされ、計画の焦点を絞るため米国とカナダが共同で1994年8月までに修正案を作成することとなった。

科学調査統計に関する審議においては、まず、各国から、科学調査活動の結果の報告が行われ、続いて、今後の科学調査活動についての検討が行われた。その結果、科学調査活動に関する委員会の関心事項として、さけ・ますの分布の南限、さけ・ますに関する統計データの様式の統一、さけ・ますの環境収容力の3つが認識され、今後、関係国で科学議論を進めることとされた。

また、条約で規定されているさけ・ますの生態学的関連種の扱いについては、さけ・ますに関する調査との関連で必要に応じて、実行可能なものから適宜調査を推進していくこととされた。

科学調査等に関する他の国際機関との協力の問題に関しては、「北太平洋における海洋科学に関する機関 (PICES: パイセス)」との関係について協議され、さけ・ますに関する調査研究は基本的にNPAFCの下で行い、さけ・ますの生態学的特性及び資源に影響を及ぼす要因の調査研究についてはPICESと協力していくこととされた。

委員会の新事務局長の選出も行われ、ロシア漁業委員会のシュスタコフ女史が就任することとなった。同女史は、現在の長谷暫定事務局長に代わり来年4月から着任する予定である。

また、この条約に他の母川国の加盟を求めることについて審議が行われ、中国、韓国に対し正式に加盟を求めていくことが決定された。

22 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

200海里時代の新たな海洋秩序に対応するため、北西大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) は、1980年1月1日をもって廃止され、現在は新条約に基づき1979年1月1日より機能を開始している北西大西洋漁業機関 (NAFO) が、本海域の漁業資源管理機関として活動している。

本機関第15回年次会議は1993年9月6日から10日までハリファックス (カナダ) にて開催され、我が国からは米沢日本顧問 (政府代表)、ほか外務省、水産庁担当官及び業界代表が出席した。

本年年次会議においては1994年の総漁獲量及び国別配分について討議され、まづいかなる総漁獲許容量が15万t、うち我が国への割当2,250万t及び赤魚の総漁獲許容量42,000t、うち我が国への割当520tと決定がなされた。また、非加盟国漁船対策として、引き続き非加盟国に対する外交申し入れを行うとともに、撤退までの間は水揚申告制度による漁獲データ収集を受け入れるよう要請することが決定された。

23 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第51回会議が1993年の6月8日～10日までバヌアツで開催された。

1992年のきはだまぐろの資源状況は依然として良好であると報告され、また、まぐろまき網漁業によるイルカの混獲状況は、種々の工夫を漁具に施すとともに船長及び漁労長を訓練したことなどから、1991年の約2万7千頭から、1992年には約1.6万頭まで減少した。1993年のきはだの漁獲枠は、まず25万ショートtとし、その後の漁業状況に応じて2万5千ショートtずつ4回の増枠を行うとの勧告案の提示が事務局よりあり、原案どおり採択された。

24 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

第11回通常会議は、1993年11月8日～12日までスベ

インのマドリッドで開催され、我が国から島水産庁次長ほかが出席した。

本会議の直前に開催された科学委員会において西大西洋のくろまぐろ資源が一向に回復しておらず、より厳しい規制措置が必要であるとの勧告が出たことから、本海域で漁獲を行っている日米加の漁獲枠が、本年の2,394トンから明年は1,995トンに、1995年は1,200トンに削減されることとなった。

この結果、我が国の漁獲枠は明年250トン、1995年150トンとなった。

25 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源の保存に関する条約に基づく南極海洋生物資源保存委員会の第12回年次会合は、1993年10月25日から11月5日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。今次会合では、おきあみに対する予防的制限措置として、48FAO統計海区におけるおきあみの総漁獲許容量150万tの小海区毎の配分量が昨年に引き続き合意された。また、科学オブザーバー乗船の基本的枠組及び乗船プログラムについて合意された。

26 みなみまぐろの保存のための条約

我が国、オーストラリア及びニュージーランドは、1982年以降みなみまぐろ3国間協議を開催し、毎漁期の3か国によるみなみまぐろの保存及び管理を図ってきたが、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景として、みなみまぐろの保存及び管理に係る枠組みを一層整備することが必要であると認識されるに至った。このような状況の下で、1988年以降3国間で協議を重ねてきた結果、みなみまぐろについて適用し、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することを目的とする国際的な法的枠組みである「みなみまぐろの保存のための条約」を締結することで意見が一致し、条約案文についても最終的な合意をみるに至ったので、93年5月、本条約への署名を行った。

27 ベーリング公海漁業問題

ベーリング公海は、ベーリング海の中央部にある米ロ両国の200海里水域に囲まれた公海部分であり、当該水域に存在するすけとうだらは、公海及び米ロ200海里内を回遊範囲とするストラドリング・ストックである。米ロ (ソ) は、ベーリング公海海域での「無規制な操業」が両国200海里内の資源に悪影響を与えると従来

から大きな懸念を示してきたが、この懸念を背景に、91年2月以来、沿岸国である米ロ及び漁業国である日本、韓国、中国、ポーランドからなる関係国により同資源の保存管理の枠組み（暫定的及び長期的保存管理の枠組み）が話し合われてきた。暫定的枠組みについては、92年8月の第5回会議で合意された94年までの自主的暫定的操業停止及びその間における資源モニタリング計画の実施を実施中であったが、長期的保存管理措置を中心とした会議は93年1月を皮切りに同年内に計4回の会議が開催された。

当初米国から提案された条文案は、許容漁獲量決定等の意志決定に際し米ロの優先権を強く反映したものであったところ、まず、意志決定はコンセンサス（意見の一致）によることを基本とすることとし、その後様々な紆余曲折を経て、12月に終了した第9回会議までに従来の懸案事項につき概要次の内容で関係国間で意見の一致をみるに至った。

① コンセンサスが得られない場合の許容漁獲量の設定

○アリューシャン海盆のすけとうだら資源量に応じ以下により決定

- ・資源量167万トン未満：許容漁獲量0
- ・資源量167～200万トン：許容漁獲量13万トン
- ・資源量200～250万トン：許容漁獲量19万トン
- ・資源量250万トン以上：許容漁獲量は別途設定

② 協定の実施の確保の枠組み

- ・トランスポンダーの全船搭載
- ・自国または他の締約国のオブザーバーの乗船
- ・全締約国による乗船・検査の実施
- ・違反船舶に対する裁判管轄権の旗国への専属

なお、次回協議はワシントンD.C.において開催されることとし、時期については今後調整されることとなったが、ここにおいては残された問題点を詰めるほか、条約案文の整理等が必要となっており、関係国間の目標であった93年中の実質合意達成は実現できなかったが、次回会議において仮調印まで了したいとの共通認識があり、引き続き精力的に協議が行われることとなる。

28 ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊性魚種（HMS）に関する国連会議

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理について、カナダ、アルゼンチン、ニュージーランド等

沿岸国が、公海漁業が200海里水域内資源に悪影響を与えているとして、200海里水域に隣接する公海における資源の保存・管理措置の設定に当たっての沿岸国の優先的権利を主張し、200海里水域内の措置を公海上にも適用させようとする動きが見られた。これに対し、我が国、EC、米国等が、かかる主張は国連海洋法条約の規定を逸脱しているとして反対し、最終的に、国連主催の政府間協議で検討されることとなった。

これを受けて、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回、1993年7月に第2回そして1994年3月に第3回会合が開催された。本件会合の重要なテーマは、公海上の措置と200海里内の措置の一貫性の確保、公海上の取締問題等となっているが、3回の会合を通じて沿岸国側及び公海漁業国側ともUNCEDの際の立場を主張し続け、妥結に至っていない。このため、議論の内容を踏まえた交渉用テキストが議長により作成され、今後の議論に供されることとなった。

本件については、1994年8月の第4回会合までに協議を終了し、結果を第49回国連総会（1994年秋）に報告することが予定されている。

29 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合併事業等を営んでいる件数（水産庁報告件数）は、6年3月末現在で、206件、対象国は43か国に及んでいる。これらの提携国および事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、南領アンチレス、コロンビア、ガイアナ、スリナム、ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、仏領ギアナ、ウルグアイ、エクアドル、13か国で、事業種類は漁業22件、養殖業1件、加工業4件、漁船リース1件の計28件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、香港、台湾、韓国、中国、ソロモン、バヌアツ、オーストラリア、ニュージーランド、ミクロネシア、マーシャル、仏領ポリネシア、ニューカレドニア、フィジー、キリバスの21か国で、事業種類は漁業47件、養殖業51件、加工業17件、漁業リース1件の計116件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、ガーナ、モザンビーク、マダガスカル、モーリシャス、ナミビアの5か国で、事業種類は漁業6件、加工業1件の計7件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米においては、米国、カナダ、欧州に

おいてはイギリス、ロシア連邦の4か国で、事業種類は漁業20件、養殖業2件、加工業33件の計55件である。

第7節 水産業協同組合

1 概 要

6年3月末の水産業協同組合の状況は、単位組合が3,988(沿岸地区漁協2,040, 内水面漁協897, 業種別漁協232, 漁業生産組合654, 水産加工協165), 連合会が197(漁連149, 信漁連35, 水産加工連12, 共水連1), うち全国段階連合会10である。

2 漁業協同組合等特別対策事業

最近の漁業の変化に伴い、漁業協同組合等の強化が要請されているところであるが、現状についてみるとまだ経営規模の零細なもの、あるいは経営不振なものが多い存在している。そのため、これら漁協等の健全な発展を図るため、漁協系統内における経営基盤強化のための検討並びに強化方策の策定・漁協指導の充実、漁連の役職員に対して必要な知識を習得させることによりその運営の適正化を図るための研修会の開催、水産業協同組合の経営の適正化に資するための水産業協同組合監査士の養成及び活動の強化等を行う経費につき、前年に引き続き全国漁業協同組合連合会に助成を行った。

3 漁協事業基盤強化総合対策事業

(1) 趣 旨

最近の漁協事情を取り巻く情勢は、金融自由化の急速な進展、国際規制の一層の強化、水産物流通形態の多様化等急速に変化しており、漁協の経営も悪化している。

このような情勢に対処するため、信用事業については漁協信用事業基盤強化緊急対策を講じてきたところであるが、販売・購買事業等についても、漁業活動全体が停滞している中で事業取扱量が減少傾向にある等厳しい情勢にあることから、合併・事業統合等の推進により信用事業以外の事業も含めた漁協事業全体の基盤強化を図った。

(2) 漁協経営強化指導事業

ア 都道府県推進指導事業

本対策の円滑な推進を図るため、都道府県等が行う県・地区協議会の設置運営、県強化方針及び合併等マスタープランの策定並びにその他都道府県等が行う本事業の指導推進事業に要する経費に対して補助を行っ

た。

イ 都道府県連合会推進指導事業

合併等推進地区の経営不振漁協等のうち濃密な指導を要すると認められる漁協に対する派遣、巡回及び駐在指導、漁協役職員の資質の向上を図るための研修会を開催及び全国漁業協同組合学校における漁協職員再教育研修への漁協職員の派遣を行った。

ウ 全国漁業協同組合連合会推進指導事業

本事業の円滑な推進を図るため、漁協事業基盤強化総合対策検討委員会を開催し、必要な事項について協議、検討を行い、漁協経営の基盤強化に係る指導指針等の作成及び県連合会に対し、適切な指導を行った。

(3) 漁協合併等推進事業

合併、事業統合等の計画を有する漁協が、オンライン端末機等事務・情報機器を導入する経費に対して補助を行った。

(4) 利子補給事業

漁業経営の悪化に伴い経営が困難となっている漁協が、対策要綱に基づき財務改善計画を樹立し、融資機関が当該漁協に対し、欠損金及び固定化債権(一定の要件を満たすものに限る。)に見合う貸付金の利息を減免した場合、都道府県が当該融資機関に対してその減免した利息の一部について利子補給を行うのに必要な経費につき、助成を行った。

4 水産業協同組合の検査

水産業協同組合の不正防止については、従来から行政庁検査の一層の徹底を期しているが、5年度においても組合役職員の資質の向上、組合の経営管理体制の強化等不正行為等の要因を是正するための指導を行った。

(1) 水産業協同組合検査実績等

本庁に水産業協同組合検査官9人を配置し、都道府県の区域又はその区域を越える区域を地区とする組合については52組合を検査指導した。

また、都道府県知事の行う検査については、出資漁協常例検査の実施を指導した。

(2) 検査担当職員の研修会の開催

漁協検査担当職員の資質及び検査技術の向上を図るため、都道府県検査担当職員を対象に研修を行った。

第8節 漁港の管理及び整備

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港法(昭和25年